

監視指導状況報告書

| | |
|-----------|--|
| 1 監視指導年月日 | 平成30年1月26日(金) |
| 2 監視員 | [REDACTED] |
| 3 業者氏名 | [REDACTED] |
| 4 業者住所 | 熱海市伊豆山C工区 |
| 5 立会者 | [REDACTED] |
| 6 概要 | <p>[REDACTED]を訪問し、[REDACTED]に廃棄物の撤去指導を行った。✓</p> <p>< [REDACTED]との面談記録 ></p> <p>【廃棄物課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆山赤井谷には、依然としてがれき等の産業廃棄物が埋まっている。 埋まっている産業廃棄物を掘り起こし、適正に処理すること。 撤去作業には当課が立会うので、作業開始前に連絡すること。 いつから作業を始める予定か。 <p>[REDACTED]</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤井谷に、未だ廃棄物が埋まっていることは承知している。 過去に一部を撤去したこともある。(埋まっていた車などを撤去した。) 埋まっている廃棄物は、今後必ず撤去するのでもう少し待ってほしい。 赤井谷では順次造成工事等を行っている。当該現場の廃棄物撤去も作業工程に入っているので安心してほしい。 来年末位には、撤去作業に着手できると思う。 撤去作業への立会いについては、[REDACTED]と調整してほしい。✓ <p>→撤去作業開始前[REDACTED]から連絡をもらうことになった。</p> <p><指導票></p> <p>熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]、字水立 [REDACTED] 地内の造成工事において、地中に埋立てした「がれき類」を掘り出し、適正な処理を行うこと。</p> <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> [REDACTED]と面会し、廃棄物の撤去指導を続ける。 熱海市伊豆山の指導状況について、熱海市まちづくり課に情報提供する。→ 2/1 電話連絡した。 [REDACTED] 定期的に現場を確認する。 |

◎ 区分

| | | | | |
|-------|--|--|-----|---|
| 排出事業所 | | | その他 | ○ |
|-------|--|--|-----|---|

立入検査指導票

氏名又は名称及び

法人にあっては代表者氏名

事業所(事業場)所在地

事業所(事業場)名称

業種(施設の種類)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項の規定により立入検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

記

熱海市伊豆山字赤井谷、字水立 地内の造成工事において、地中に埋立てした「がれき類」を掘り出し、適正な処理を行うこと。

(根拠法令)

法第12条第(1・2)項違反(内容)

法第12条の3第()項違反(内容)

法第14条第12項違反(内容)

法第15条の2の3第(1・2)項違反(内容)

その他(法第16条)

平成30年1月26日

立入検査者

静岡県

東部

健康福祉センター

廃棄物課

受領しました。

職名

氏名